

【お知らせ】 奨学のための給付金について（県内学校用）

愛媛県では、授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、次の要件を満たす高等学校等（高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程等（特別支援学校高等部を除く））の生徒の保護者等に対し、「奨学のための給付金（返済不要、申請必要）」を支給します。

なお、本給付金は、保護者等が在住する都道府県において支給することとなりますので、愛媛県外に在住の方は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

1 支給要件（「基準日」に次の要件を全て満たすこと）

- （1）保護者等が愛媛県内に住所を有している
- （2）保護者等全員の市町村民税所得割額が非課税の世帯（生活保護受給世帯を含む）
- （3）平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した生徒で、基準日に在学している
- （4）児童福祉法による措置費等の支弁対象者であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されていない

※基準日：4月入学者については原則7月1日（秋入学など7月以降に入学する場合は入学日）

※基準日に休学している場合は支給対象外です。

2 支給額（対象生徒一人あたりの年額）

世帯区分	国公立		私立	
	通信制以外	通信制	通信制以外	通信制
生活保護（生業扶助）受給世帯	32,300円	32,300円	52,600円	52,600円
市町村民税所得割非課税世帯 （生活保護〔生業扶助〕非受給世帯）	75,800円	36,500円	84,000円	38,100円
15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯（※1）	129,700円	36,500円	138,000円	38,100円

注 給付回数は高校生等1人につき年1回・通算3回（定時制・通信制の場合は4回）が上限です。

※1 中学生は含まれません。

（裏面に続く）

3 申請方法（在籍する学校を通じて申請）

「受給申請書（様式第1号）」に、次の世帯区分ごとに掲げる書類を添付し、在籍する学校を通じて提出期限までに提出してください。

世帯区分	添付書類
生活保護（生業扶助）受給世帯	生業扶助受給証明書（様式第4号）（※1）
	申請者の属する世帯の住民票（続柄あり）
	申請書に記入した口座の通帳のコピー（口座名義、口座番号がわかるページ）
市町村民税所得割非課税世帯 （生活保護〔生業扶助〕非受給世帯）	保護者等全員の市町村民税所得割額が非課税であることを証明する書類（※2）
	申請者の属する世帯の住民票（続柄あり、保護者等全員が記載されたもの）（※3）
	申請書に記入した口座の通帳のコピー（口座名義、口座番号がわかるページ）
15歳以上（中学生を除く）23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯	上記の他、生徒本人及び兄弟姉妹の扶養状況が確認できる健康保険証等の写し（※4）

注 「生活保護受給証明書」及び「住民票」は、基準日以降の日付のものを添付してください。また、「住民票」は個人番号（マイナンバー）の記載がないものとしてください。

- ※1 従来の「生活保護受給証明書」などにより、生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況が確認できる場合には、様式第4号の提出は不要です。その場合は、「生活保護受給証明書」等を提出ください。
- ※2 保護者一人につき、「特別徴収税額決定通知書」、「納税通知書」、「課税証明書」のうちいずれか一つ（コピー可）。無職無収入の専業主婦の方も非課税であることを証明する書類が必要です。
- ※3 単身赴任者を含む世帯全員が記載された住民票が必要です。ただし、高校生等に兄弟姉妹がおり、当該兄弟姉妹が別居している場合は、兄弟姉妹の住民票については提出不要です。
- ※4 国民健康保険等は、申請者の扶養状況が確認できない場合があります。公的な証明書で確認できない場合は、申立書（様式第3号）を提出ください。

【学校徴収金との相殺】

県内の学校に在学する場合、保護者等が負担する授業料以外の教育費（学校徴収金）と相殺することも可能です（学校長が認めた場合に限りです）。

この場合、「委任状（様式第5号）」の提出が必要です。委任状を提出した場合、給付金は学校徴収金に充てられるため、申請者（保護者等）の口座には振り込まれません。

4 提出期限・提出先（問合せ先）

提出期限：学校の指示する期限〔※秋入学の場合は別途お知らせします。〕

提出先：在学する学校まで提出してください。

5 その他

- (1) 提出した書類により審査を行い、支給が決定された場合は指定口座に振込みます。なお、支給の時期は国公立と私立で異なります。

【支給時期】

国公立：10～11月頃（予定）

私立：12月頃（予定）

※ 秋入学の場合や申請書の提出が遅れた場合には、別日となります。

- (2) 虚偽の申請等により、不正に給付金の支給を受けた場合、給付金の返還と加算金を納付することとなります。